発行日：2020年06月24日

滋賀県農林水産業新ビジネス創造プロジェクト活動事業費補助金

募集期間	2020年7月10日まで

目的

県内の農林水産業の発展や地域活性化を目的に、滋賀県の農林水産物を活用した新しいビジネスの創造を支援する「滋賀県農林水産業新ビジネス創造プロジェクト活動事業費補助金」を設けています。つきましては、補助事業者の募集を行いますので、お知らせします。

支援内容

▼補助対象事業
新ビジネスの創造に必要な調査、試作品の開発、新サービスの試みおよびその他知事が新ビジネスの創造に必要と認める取組であるとともに、3年後に3,000千円以上の売上向上が見込める取組とします。

なお、テーマについては以下から1つ選んでください。
ア 滋賀のお土産開発
イ 農林水産業体験ビジネス
ウ 首都圏等展開ビジネス
エ 健康や美などの機能性発揮ビジネス
オ 農福連携ビジネス
カ その他

詳細については、別添の公募要領等をご確認ください。

▼補助対象経費
補助の対象となる経費は、３に掲げる事業の実施に必要な経費で次のとおりとします。
ただし、人件費、備品購入費は対象経費としません。
【対象経費】
講師謝金（研究会員は除く）、旅費、諸材料費、広報費、郵送料、借損料、会場費、印刷製本費、調査費用、通訳料、筆耕翻訳料、専門機関等への検査や評価費用など

支援規模

▼補助率、限度額
補助金交付予定額は、補助対象となる経費の額の合計額に２分の１を乗じて得た額について、千円未満を切り捨てた額とします。
また、補助金交付予定額は、５００千円を上限とします

対象者の詳細

▼事業実施主体
事業実施主体は、次に掲げるすべてを満たす個人または法人とします。
(1) 滋賀県内に居住または主たる事務所を有する農林漁業者または農林漁業者等が組織する団体等であること。
(2) 滋賀県農林水産業新ビジネス研究会（以下、「研究会」という。）の会員（未加入の場合は、補助金交付決定日までに会員になること。）であること。
(3) 農業、林業および水産業以外の業種を主たる事業として営む個人または法人を１以上含む、研究会員で構成されるネットワークを構築していること。（業種は、日本標準産業分類（平成25年10月改定、総務省）の分類による。）
(4) その他
①令和３年２月に開催予定の研究会が開催する発表会等に出席し、プロジェクト活動の結果について報告をすること。
②活動内容については、定期的に事務局と連携を図り、共有を図ること。

対象地域

お問い合わせ

当補助金に関するご相談は、ＦＡＸまたはメールにより下記までお願いします。
件名に「滋賀県農林水産業新ビジネス創造プロジェクト活動事業費補助金」と必ず記入してください。
滋賀県農政水産部農業経営課地域農業戦略室普及革新係
〒520-8577 大津市京町４丁目１－１ 県庁 本館４階
ＦＡＸ ０７７－５２８－４８８２
E-mail fukyuu@pref.shiga.lg.jp

担当者
会社名：一般社団法人財務セカンドオピニオン協会 担当　：橋本 住所　：東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル

当サービスは業務委託先が提供しており、サービス内容･品質については一般社団法人財務セカンドオピニオン協会が保証するものではありません。
サービスのご利用はお客さまの判断の元で行なってください。万一サービス提供を受けた結果損害が生じても、一般社団法人財務セカンドオピニオン協会は責任を負いかねます。
補助金、助成金検索サービスである業務委託先へお客さま情報(企業情報)を提供し作成した資料となっております。
≪お客さま情報(企業情報)お取り扱いについて≫
提供先　　：株式会社グランドツー（住所：東京都渋谷区南平台町3-13 新掘ビル3F電話：03-6427-0944）
利用目的　　：株式会社グランドツーはお預かりした情報を補助金、助成金検索の目的で利用します。
提供される内容：該当する可能性がある補助金、助成金